鳥取縣公報 (第三種郵便物認可)

建築主の住所氏名 鳥取市東品治町ニノー

突出する部分 建築面積 分 一〇、八平方米 一三二、〇平方米

同同同 規 構 用途 木造 硝子容器製造工場 スレート葺 平家建一棟

建築物の位置 鳥取市元魚町二二番地ノ三

鳥取硝子株式会社々長 磯尾獎之助

建築主の住所氏名 鳥取市二階町四丁目七

昭和二十四年九月二十日 鳥取縣知事

治

うに仮設建築物の建築を許可した。

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ ◇鳥取縣告示第五百十号

告

示

第 昭和二十四年九 = 千 四

鳥取市東品治町ニノ九

建築物の位置

用途 倉

構造 木造 瓦葺 平家建一棟

同 同

同

建築面積 突出する部分 二、八平方米 三、七平方米

、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする 、許可條件

ح کی

無償にてこの建築物を除却すること。 この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届 前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に

出ること。 知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項

を增減若しくは変更することがある。 との建築物の護渡を受けたる者も前各号に定めたる

事項を守る義務を負うことの

◇鳥取縣告示第五百十一号

建設業法 により次の者を建設業者登録簿に登録した。 (昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定

昭和二十四年九月二十日

鳥收縣知事 西

尾 治

年登 月 日錄 名 商 号 叉 は の所在地 主なる営業所 氏申 請者

十四昭 五年九 日九二十 富士工務所 地頭 十八番 林 信之

(S)事鳥 第登縣 一号

登録番号

◇鳥取縣告示第五百十二号

量器第一種取締を次のように執行する。 度量衡法施行細則第四十八條により鳥取市の度量衡器計

但し日別、檢査区域及び器物提出場所は鳥取市長の告

示による。

昭和二十四年九月二十日

鳥取縣知事 西 尾 變

治

檢查執行期日 至同 二十八日 日昭和二十四年十月四日

=檢查区域 鳥取市全部

◇鳥取縣告示第五百十三号

鳥取縣協同農業普及事業に從事する專門技術員審査規則 に基いて実施した昭和二十四年度専門技術員等査の合格

者は次のとおりである。

昭和二十四年九月二十日 鳥取縣知事

水谷 義清

西

尾

愛

治

病害虫

良夫 =

橋岡 苗村

同

土壤肥料

德永

鉄蔵

稻

田中

同

藏本 至孝 鼎

野田

愛三

麦及び雑穀

髙橋 惣市

1 U

同 同 水沼 壽太郎 乙兒 永吉

そ茶及びい も類 石內

嗇

猪口

產

憲一

第二條

定める報告は第一号及第二号の様式による。

社会教育法(以下單に法という)第二十五條に

廃止及び設置者変更届出規則

法第二十六條に定める届出は第三号、

第四号及

第一條

公民館設置、

農機具及び畜力利用 山本 雋祐

農産加工

倉元 光嘉

仲田

茂

第三條

前二條の報告、届出事項に変更のあつた場合は、

第五号の様式による。

その都度報告及び届出をしなければならない。

畜産加工

猪口

憲一

健夫

河崎

農業経営

第一号樣式

との規則は昭和二十四年九月十四日

から適用する。

日

市(町、 村 長

氏

名

印

鳥取縣教育委員会殿

公民館設置報告につい て

社会教育法第二十五様、第二十六條の定めるところによ

◇鳥取縣教育委員會規則第→四号

教育委員會規則

り公民館の設置廃止及び設置者変更の届出規則を次のよ

うに定める。

昭和二十四年九月二十日

法第二十五條の規定により左記事項を附し報告します。 本市(町、村)に公民館を設置しましたので社会教育

鳥取縣公報

第二千四十七号 昭和二十四年九月二十日

敎

育

委

員

(第三種郵便物認可)

=

審査に適格せる旨明示すること。

事項を附し連署を以て届け出ます。 変更したいので社会教育法第二十六條の規定により左記 本法人設置にかくる 鳥取縣公報 其他参考事項 設置者を変更しようとする年月日 新設置者名 設置者変更の理由 旧設置者名 公民館の設置者を左記の通り 東

昭和二十四年九月二十日發行 昭和二十四年九月二十日印刷

> 鳥 取 [] 報

(第三種郵便物認可)

和/ 和鳥取縣鳥一 鳥取鳥取

市 取_東 縣町 取 ED

刷

所縣